

静岡市燃料電池自動車試乗モニター制度実施要領

(趣旨)

- 1 静岡市は、燃料電池自動車の普及促進及び水素エネルギーに関する理解及び利活用の推進に寄与することを目的に、燃料電池自動車を身近に感じることができる機会を創出すべく、静岡トヨタ自動車株式会社と連携し、燃料電池自動車の試乗モニター制度（以下「モニター制度」という）を実施するものとし、その実施に関して必要な事項は、この要領の定めるところによる。

(車両)

- 2 モニター制度に使用する車両は、静岡トヨタ自動車株式会社（以下「車両所有者」という）が所有する燃料電池自動車 MIRAI「車体番号：静岡 3 0 1 ほ 3 9 4」（以下「モニター車」という）とし、車両所有者が任意保険に加入し、市長が管理及び保管するものとする。

(利用対象)

- 3 モニター制度の対象者は、静岡市に住所を置く個人または法人とする。

(モニター期間)

- 4 モニターの実施期間（以下「モニター期間」という）は、最大 8 日間とする。ただし、水素ステーションの営業状況等により期間を延長することができる。
- 5 モニター制度の利用回数は年度につき 1 回までとする。

(利用申請)

- 6 モニター制度を利用しようとするもの（以下「利用者」という）は、利用希望日の二週間前までに、燃料電池自動車試乗モニター制度利用申請書（様式 1）を市長に提出しなければならない。

(利用承認)

- 7 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を確認し、利用を適当と認める場合は別に定める予約確定通知（様式 2）により申請者に通知するものとする。

(利用の不許可)

- 8 市長は、次のいずれかに該当するときは、モニター制度の利用を許可しないことができる。
 - (1) 営利を目的に、第三者に貸し出すおそれがあるとき
 - (2) モニター車に損害を及ぼすおそれが著しく高いと認められるとき
 - (3) その他、利用を許可しないこと適当であると認められるとき

(費用)

- 9 モニター制度の利用料は無料とする。ただし、モニター期間中の燃料費及び有料道路、有料駐車場を使用するときに発生する費用は利用者が負担するものとする。

(貸出及び返却)

- 10 モニター車の貸出及び返却はモニター期間内に市長が指定する日時及び場所で行うものとする。

(保管)

- 11 モニター期間外はモニター車の保管を市長がするものとし、モニター期間中は利用者がモニター車の保管をするものとする。

(事故の報告)

- 12 利用者は、モニター期間中に事故があった場合には、速やかに市長及び車両所有者に連絡しなければならない。

- 12 の 2 利用者は、前項に規定する事故に関し、モニター車の自賠責保険及び契約自動車保険等の加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく車両所有者に提出しなければならない。

(損害賠償等)

- 13 利用者は事故等により第三者に損害を与えた場合には、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、契約自動車保険等の約款等に基づき、市長、車両所有者及び契約自動車保険等の加入先と処理方法について協議し、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。

- 13 の 2 利用者は、事故等により第三者に損害を与えた場合又はモニター車を損傷し、若しくは滅失した場合において、契約自動車保険等で補償されない部分については、利用者の責任において損害賠償し、又は現状復帰しなければならない。

- 13 の 3 利用者は、事故等以外でモニター車を損傷し、若しくは滅失した場合は、利用者の責任において現状復帰し、又は車両所有者に対し損害賠償しなければならない。

- 13 の 4 事故等により運転者又は同乗者が受けた損害について、契約自動車保険等で補償されない部分については、運転者又は同乗者が事故の責任において処理するものとし、市長及び車両所有者は責任を負わないものとする。

- 13 の 5 事故又は天災その他偶発的な原因によって生じたモニター車に積載した荷物等の汚損、破損その他の損害については、市長及び車両所有者は責任を負わないものとする。

(実績報告)

- 14 試乗モニター制度利用後、利用者はアンケート（様式 3）に必要事項を記入の上、市長に報告しなければならない。

- 14 の 2 利用者から報告されたアンケートについて、市長は燃料電池自動車の普及促進のために、利用者の承諾を得ずに使用することができるものとする。

(遵守事項)

- 15 利用者は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他関係法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。

(その他)

- 16 この要綱に定めるもののほか、モニター制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年度の制度から適用する。